



気 監 第 3 2 1 号

令和 5年 2月 17日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫

気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

建 設 部

令和4年度 定期監査結果報告

(建設部)

次の監査を気仙沼市監査基準(令和2年監査委員告示第3号)に従って実施した。

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

建設部 土木課，都市計画課及び住宅課に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施部署	実施場所	実施日
土木課	監査委員室	令和4年7月29日
都市計画課		
住宅課	監査委員室	令和4年11月4日

6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正に執行しているものと認められた。

なお、以下、是正や改善等が必要と思われるものを指導注意事項、検討していただきたいものを意見としてまとめたので、留意のうえ事務を執行されたい。

(指導注意事項)

土木課所管の急傾斜地崩壊対策事業分担金の収納事務において、過年度未収金の調定を年度当初で行うべきところを分担金の納入時に行う事務処理があった。本年度は調定を行ったということであるが、過年度未収金の管理を適正に行うよう、注意願いたい。

(意見)

時間外勤務については、年間360時間の目標上限時間数や定時退庁日の設定などにより、市職員全体としては縮減傾向にあるものの、特定の職員への集中や目標上限時間数を超えていたケースが見られた。特に土木課においては、多くの職員が当該時間数を超えている状況であった。

復興事業に関する事務量の増加が継続している中、人員が削減されるなど、時間外勤務をせざるを得ない状況にあったと理解できるものの、時間外勤務の縮減は、経費の削減の点や職員の心身の健康保持の観点からも重点的に取り組むべき事項であると考え。業務の平準化や効率化に加え、部署を越えた協力体制の推進、業務量に応じた適正な人員配置など時間外勤務の縮減に取り組んでもらいたい。

また、夏季休暇について、職員は3日間取得できるものであるが、貴部内において少数ではあるが、全て取得しなかった職員がいた。夏季休暇は職員の心身のリフレッシュと健康の維持増進を図るものであり、職員が必ず取得できるよう配慮して業務を進めてもらいたい。